b　ハ欄及びニ欄には、当該事業年度に採用した対象役員及び対象職員等に割り当てられた採用時一時金の対象人数及び総額を記載すること。

c　ホ欄及びヘ欄には、当該事業年度に退職した対象役員及び対象職員等に割り当てられた割増退職金の対象人数及び総額を記載すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第三面）

（単位：百万円）

REM3：繰延報酬等

	イ	ロ	ハ
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員 現金報酬額			
対象役員 株式報酬額又は株式連動型報酬額			
対象役員 その他の報酬額			
対象職員等 現金報酬額			
対象職員等 株式報酬額又は株式連動型報酬額			
対象職員等 その他の報酬額			
総額			

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省　告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十九年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成三十年三月十四日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤**　健
国土交通大臣　石井　啓一

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	奥尻	奥尻町
	島牧	島牧村
宮城県	亘理	山元町
長野県	下伊那	売木村
三重県		熊野市
京都府	与謝	伊根町
兵庫県	神崎	市川町
奈良県		五條市
広島県	山辺	山添村
福岡県	吉野	下市町
		黒滝村
山口県		北広島町
福岡県	朝倉	朝倉市
	田川	東峰村
		添田町
長崎県		壱岐市
熊本県	阿蘇	南小国町
	上益城	山都町
大分県	球磨	水上村
		日田市
宮崎県	西臼杵	五ヶ瀬町
鹿児島県	大島	大和村
		宇検村

○農林水産省告示第五百二十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十九年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤**　健

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	網走	津別町
	常呂	訓子府町
	有珠	壮瞥町
	河西	芽室町
	中川	幕別町
		十和田市
青森県	三戸	三戸町
		二戸市
岩手県		滝沢市
	岩手	岩手町
	和賀	西和賀町
	九戸	九戸村
	亘理	洋野町
宮城県		山元町
秋田県	北秋田	秋田市
		上小阿仁村
	南秋田	横手市
		井川町
		大館市
		白河市
福島県	西白河	矢吹町
	相馬	新地町
		由利本荘市
		大仙市